

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から同年11月までの国民年金保険料については、追納していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月から同年7月まで
② 昭和44年4月から同年11月まで
③ 昭和47年6月から48年3月まで
④ 昭和60年3月から61年3月まで

申立期間①、②及び③の国民年金保険料については、生活にゆとりのできた昭和53年4月から、毎月1か月分ずつ、当月分の保険料と併せて、市役所窓口で納付した。

申立期間④については、60歳になってからも、年金額を増やすため、65歳になるまで引き続き国民年金保険料を納付した。

納付したことを示す資料は残っていないが、必ず納付している。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人は、昭和43年8月以降の国民年金保険料免除期間（98か月）について、当該期間を除きすべて追納しており、当該期間が8か月と比較的短期間であることを考え併せると、申立人が当該期間の保険料のみ追納しなかったとするのは不自然である。

一方、申立期間①、③及び④については、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立期間①については、社会保険庁の記録によると、当該期間直後の昭和43年8月から44年3月までの免除期間の保険料を53年8月に追納していることが確認でき、この時点では、当該期間の保険料は納付期限を超えているため納付することができなかったものと考えられるなど、当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間③については、生活保護受給による国民年金保険料の法定免除期間が終了した直後の保険料未納期間であり、申立人が生活にゆとりのできた時期であると主張する昭和 53 年 4 月時点では、当該期間の保険料は時効により納付することができず、当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間④については、国民年金制度上昭和 61 年 3 月までは、60 歳到達月以降は国民年金に加入することができないこととされ、申立人は 60 年 * 月が 60 歳到達月であることから、当該期間は、国民年金に加入して国民年金保険料を納付することができなかった期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 44 年 4 月から同年 11 月までの国民年金保険料を追納していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和26年7月1日に厚生年金保険第三種被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る厚生年金保険第三種被保険者の資格喪失日は、27年12月10日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険第三種被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和26年7月1日から28年3月1日まで
結婚してからA事業所B炭坑が閉鎖するまでの期間、同炭坑で坑内夫として勤務していた。
申立期間について、厚生年金保険の第三種被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所は、申立人が勤務していたとするA事業所B炭坑について、事業所記号番号払出簿での払出が確認できないことから、同事業所が適用事業所であったかどうか不明であるとしている。

しかしながら、昭和28年2月に当該社会保険事務所が火災により被災しているところ、上記事業所記号番号払出簿には記録の欠落が多く見られる上、当時の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及び厚生年金保険被保険者記号番号払出簿の事業所名称欄に、A事業所B炭坑と記載されている被保険者の記録が数人分確認できることから、同事業所は、当時厚生年金保険の適用事業所であったものと推認できる。

また、申立人がA事業所B炭坑に勤務していたことは、同事業所において昭和23年10月1日から27年8月30日まで厚生年金保険の加入記録のある同僚が、「申立人は、私が退職する時にはまだ勤務していた。」と証言している上、申立人の戸籍附票から確認できる住所は別の同僚が証言する同事業所の社宅の住所と一致するとともに、昭和28年10月から同事業所と同一の場所で採鉱を始め

たとされるC事業所D炭坑の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の事業所所在地と一致することから、確認できる。

さらに、申立人は、「昭和26年7月に結婚し、生活のために坑内夫としてA事業所B炭坑で働き始め、2年近く働いたと思うが、同炭坑が閉鎖するまで勤務した。」と主張しているところ、申立人の戸籍附票から確認できるA事業所B炭坑社宅の住所地には結婚以前から居住していることが確認できるとともに、同事業所で坑内夫として勤務していた同僚は、「炭坑での勤務は危険なので、ほとんどの従業員は社会保険に加入していたと思う。」と証言しており、当該同僚は昭和24年1月から27年7月まで厚生年金保険の第三種被保険者として加入していることが確認でき、さらに、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者記号番号払出簿において、同事業所で被保険者資格を取得していることが確認できる従業員のうち、被保険者資格を最も遅く喪失している者の喪失日は27年12月10日であることが確認でき、これらのことから判断して、申立人は、少なくとも26年7月から27年12月10日まではA事業所B炭坑に坑内夫として勤務し、同期間に係る第三種被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、火災の被災から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿等の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らに、これによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に社会保険事務所において正しく記録されていない、又は、焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和26年7月1日に厚生年金保険第三種被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったと認めるのが相当であり、かつ、A事業所B炭坑における同第三種被保険者資格の喪失日は27年12月10日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・天災等の大規模な事故により、当該被保険者名簿以外の被保険者に関する記録等が一部焼失したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られるなど、記録の不完全性が明らか

な場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分に行われているとは言えない。

一方、申立期間のうち、昭和27年12月10日から28年3月1日までの期間については、A事業所B炭坑を管轄する社会保険事務所では、28年2月に火災に被災し、その後、当時適用事業所であった事業所について、事業所記号番号払出簿に復元により記録した可能性が高いと考えられるところ、同事業所が同名簿に記載されていないことから、同事業所は、当時既に適用事業所に該当しなくなっていた可能性がうかがわれる上、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の第三種被保険者として、昭和27年12月10日から28年3月1日までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から保険料を控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和51年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年12月31日から51年1月1日まで
昭和43年12月から50年12月までA事業所で勤務していた。

昭和50年12月31日は休日だったので、前日に12月分の給料を手渡された記憶があり、厚生年金保険料を控除されていたと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「事業主に、昭和50年11月で会社を退職することを告げた際、退職を思いとどまるよう言われ、年末まで勤務することとなった。12月31日は会社が休みだったので、前日に12月分の給料を手渡された。」と供述しているところ、「毎年、12月31日は休日だったと思う。」とする同僚の証言や「給料は月給制だった。」とする当時の事業主の証言などから、申立人は月末退職であったと考えるのが自然である。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、A事業所における厚生年金保険被保険者46人のうち、月末の1日前に退職し、月末に資格喪失している者は申立人1人であり、23人は月末に退職し、翌月1日に資格喪失していることが確認できる。

さらに、申立人は、「昭和51年1月に市役所で国民年金の加入手続を行い、その際、50年12月までは事業所に勤務していたことを担当者に告げた。」と供述しているところ、申立人の国民年金保険に係る社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人の国民年金被保険者資格の取得日は、申立人が加入手続を行った当時、昭和51年1月1日とされていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和50年12月に係る厚生年金保

険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 50 年 11 月の社会保険事務所の記録から、11 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、厚生年金基金において、事業主から提出された申立人に係る加入員資格喪失届（資格喪失日は昭和 50 年 12 月 31 日）が保管されており、雇用保険においても離職日は昭和 50 年 12 月 30 日とされていることから、事業主が同年 12 月 31 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 12 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛媛厚生年金 事案 392 (事案 187 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 26 年 1 月から同年 5 月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 事業所における資格取得日に係る記録を 26 年 1 月 1 日に、資格喪失日に係る記録を同年 6 月 1 日にそれぞれ訂正し、同年 1 月から同年 5 月までの標準報酬月額を 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 2 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 5 月ころから 28 年 10 月ころまで

前回、昭和 24 年 8 月から 25 年 7 月までの期間は A 事業所 B 本社に、昭和 25 年 8 月から 28 年 10 月までの期間は C 事業所 D 支店（申立人は、C 事業所は A 事業所が名称変更したと主張。）にそれぞれ勤務していたので、この期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい旨の申立てを行ったが、認められなかった。

今回、A 事業所に一緒に入社した同僚に再会し、その同僚は昭和 26 年 1 月に同社において厚生年金保険の被保険者となっていることが分かったので、同僚の証言書を添付し再申立てをする。なお、A 事業所に入社した時期は、同僚が記憶している昭和 25 年 5 月ころだと思うので、申立期間について、前回の 24 年 8 月から 28 年 10 月までの期間を、今回は 25 年 5 月から 28 年 10 月までの期間に変更する。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人から聴取しても保険料控除の記憶は明確ではない上、申立てに係る事業所は、所在地として申立てのあった地域には厚生年金保険の適用事業所として存在しておらず、近接した地域にある同一名称の事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の中にも、申立人が記憶している社長及び事務担当者の氏名は見当たらず、申立てに係る事業所を特定することができないことから、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 10 月 22 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

る。

今回、新たに申立人から提出された同僚の証言書（昭和 25 年 5 月ころ申立人と一緒に A 事業所に入社し、26 年の何月かに申立人が同事業所 E 支店に転勤になったことなどが記載）等を手掛かりにして特定できた申立てに係る事業所（A 事業所）は、昭和 26 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となり、28 年 9 月 1 日に適用事業所でなくなっていることが判明し、申立人と同郷であり、一緒に入社し同じ仕事をしていたとする上記同僚の証言書、A 事業所における申立期間当時の従業員からの聴取結果などから、申立人は、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となる以前の 25 年 5 月ころから、同事業所が適用事業所となった 26 年 1 月を挟んで、申立人が同事業所 E 支店に赴任したとする同年 6 月ころまで、同事業所に勤務していたものと推認される。

また、A 事業所が厚生年金保険の適用事業所となった時点における厚生年金保険の被保険者は 12 人であるところ、申立人や複数の同僚が記憶している当時の社員はすべて被保険者となっていることが確認でき、申立人のみ記録が無いのは不自然である。

一方、申立人が昭和 26 年 6 月ころに赴任したとする A 事業所 E 支店に関しては、社会保険事務所の記録では、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所となっていたことが確認できない上、申立人が同事業所同支店で一緒に勤務していたと記憶する同僚についても、当該期間について厚生年金保険の加入記録が無く、また、別の同僚は、「別会社として設立するための準備をしていたが、事業を開始することなく閉鎖した。」と証言していることなど、同事業所同支店は厚生年金保険の適用事業所ではなかったものと推認されることから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、26 年 6 月から 28 年 10 月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 26 年 1 月から同年 5 月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同時期に入社し、同じ仕事をしていた同僚の記録から、6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A 事業所における事業は既に廃止され、当時の事業主も死亡していることから、確認することはできないが、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険被保険者番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したとは考えられない上、被保険者資格の取得及び喪失の届出のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出が行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 26 年 1 月から同年 5 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和57年7月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年7月20日から同年9月21日まで

申立期間において、A事業所に勤務していたので、同期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間においてA事業所に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことは、申立人から提出された給与明細書により認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、給与明細書及び昭和57年9月のA事業所に係る社会保険事務所の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B工場（現在は、C事業所本社）における資格喪失日に係る記録を昭和21年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を40円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和3年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和21年3月31日から同年4月1日まで

昭和17年4月にA事業所B工場に入社し、41年1月31日に退職するまでC事業所で継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C事業所から提出された職員名簿、回答文書及び申立人から提出された青年学校手帳から判断すると、申立人が昭和17年4月3日にA事業所B工場に入社し、41年1月31日に同事業所を退職するまで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、昭和21年3月のA事業所B工場に係る社会保険事務所の記録から、40円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、確認できる関連資料は無いものの、事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失に係る届出日を誤ったことを認めていることから、事業主は申立人の資格喪失日を誤って昭和21年3月31日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年3月分の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年1月から同年3月までの期間、54年9月、55年6月及び同年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年1月から同年3月まで
② 昭和54年9月
③ 昭和55年6月及び同年7月

昭和53年8月に会社を辞め、その後一年半ぐらいたった55年の春ころ、市役所で国民年金の加入手続を行った。加入手続後の期間は口座振替にしたと思うが、それまでの未納分については、加入時に担当者から渡された納付書により、郵便局や銀行ですべて納付したと記憶している。

また、社会保険事務所の記録では、申立期間に係る保険料の一部が過誤納金として還付されたこととなっているが、その記憶も無い。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、申立人が所持する国民年金保険料の領収証書、申立人が居住する市が保管する国民年金被保険者名簿及び社会保険事務所が保管する特殊台帳により、申立期間①に係る保険料は、納付期限である昭和56年4月末日（領収証書に記載）より後の同年5月6日に納付されたため、この時点において、当該保険料は時効による過誤納となり、申立期間①の保険料としては収納できず、時効になっていない54年4月及び同年5月分の保険料として充当されたことが確認でき、この結果、申立期間①は未納期間となったものと考えられる。
- 2 申立期間②については、申立人が所持する国民年金保険料の領収証書、申立人が居住する市が保管している国民年金被保険者名簿及び社会保険事務所が保管する特殊台帳により、i) 昭和54年4月から同年6月までの保険料は、納付期限内の56年7月30日に納付されているものの、上記申立期間①のとおり、

既に 54 年 4 月及び 5 月分は納付済みとされていたため、同年 6 月から同年 8 月までの保険料として充当され、ii) また、54 年 7 月から 9 月分として納付された保険料は、納付期限である同年 10 月 30 日より後の同年 11 月 30 日に納付されたため、この時点において、時効による過誤納となり、時効になっていない同年 10 月から同年 12 月までの保険料として充当されたことが確認でき、この結果、申立期間②は未納期間となったものと考えられる。

3 申立期間③については、申立人が所持する国民年金保険料の領収証書、申立人が居住する市が保管している国民年金被保険者名簿及び社会保険事務所が保管する特殊台帳により、i) 昭和 54 年 10 月から同年 12 月分として納付された保険料は、納付期限である 57 年 1 月 31 日より後の同年 2 月 8 日に納付されたため、この時点において、時効による過誤納となり、時効になっていない 55 年 1 月から 3 月の保険料として充当され、ii) また、55 年 1 月から同年 3 月分として納付された保険料は、納付期限である 57 年 4 月 30 日より後の同年 6 月 17 日に納付されたため、時効になっていない 55 年 4 月及び同年 5 月の保険料として充当され、iii) さらに、同年 8 月以降の保険料は現年度納付されていることが確認でき、この結果、申立期間③は未納期間となったものと考えられる。

4 また、社会保険事務所が保管する特殊台帳によると、申立期間①に係る充当後の残額 1,590 円（納付額 8,190 円（昭和 53 年度の保険料月額 2,730 円×3 月）から、充当額 6,600 円（昭和 54 年度の保険料月額 3,300 円×2 月）を差し引いた額）及び申立期間③に係る充当後の残額 2,360 円（納付額 9,900 円（昭和 54 年度の保険料月額 3,300 円×3 月）から、充当額 7,540 円（昭和 55 年度の保険料月額 3,770 円×2 月）を差し引いた残額）の合計額 3,950 円が過誤納として記録されている上、還付整理簿において、当該過誤納金について、昭和 59 年 9 月 18 日付けで還付決議がなされ、同年 9 月 26 日に支払済みである旨の記載が確認でき、これら一連の還付事務に不自然さは見受けられず、還付されていないことをうかがわせる事情も見当たらない。

5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年9月から40年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年9月から40年8月まで
昭和39年の春ころ、当時大学生として下宿していた先に、国民年金の集金人が訪れ、下宿の主人立ち会いの元で国民年金保険料を納付した。面倒だったので、1年間分として約2,000円を一括で支払ったように思う。国民年金手帳は、後日受け取ったと思うが紛失した。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿において申立人の名前があるページに記載されている被保険者30人について、国民年金保険料の納付状況等を調査したところ、これらの者はすべて申立人と同じ昭和39年9月に任意加入しているが、このうち任意加入後の保険料が未納となっている申立人を含む4人については、いずれも、任意加入日から1か月ないし4か月という短期間のうちに資格喪失していることが確認でき、任意加入者において未納期間が生じた場合、年金の受給資格計算に当たって不利になることから、行政側において資格喪失を勧奨した可能性がうかがわれる。

また、申立期間当時、申立人が居住していた区における国民年金保険料の集金は、徴収員（集金人）が保険料を受領した際に、納付金額に相当する国民年金印紙を国民年金手帳に貼付していたことが確認できることから、申立人は、「集金人に会ったのは加入時の一度限りであり、その時に保険料を一括して納付した。国民年金手帳は、後日、下宿の主人から受け取った。」旨主張しており、申立内容には不自然な点が見受けられる。

さらに、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和39年9月15日に区において払い出されているが、その後、53年8月14日に、申立人が現在居住する市において、

44年1月1日を資格取得日とする別番号の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認でき、その時点では、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付したとする認識が無かったことがうかがわれる。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに、申立期間について、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 3 月 1 日から 10 年 3 月 31 日まで
平成 5 年 8 月から 10 年 3 月まで代表取締役として勤務していた A 事業所において、申立期間に係る標準報酬月額は 20 万円であったが、10 年 4 月 1 日に 10 万 4,000 円に下げられているので、同期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が代表取締役として勤務していた A 事業所は、社会保険庁のオンライン記録によると、平成 10 年 3 月 31 日に適用事業所に該当しなくなっており、その翌日である同年 4 月 1 日に、申立人の 8 年 3 月から 10 年 2 月までの標準報酬月額は、20 万円から 10 万 4,000 円に訂正されたことが確認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する A 事業所に係る滞納処分票によると、平成 9 年 11 月から 10 年 2 月までの滞納保険料について申立人及び二人の取締役の標準報酬月額を 8 年 3 月 1 日にさかのぼって減額し、元の標準報酬月額との間で生じた差額を充当することにより完納したこととする調整が行われていることが確認できる。

また、申立人は、「事業所の経営が苦しくなり、社会保険料を滞納していたところ、社会保険事務所から滞納保険料を支払うように言われ、事業所の全喪後に、取締役の標準報酬月額を平成 8 年 3 月にさかのぼって減額し、その差額で支払った。社会保険事務所の窓口には、別の取締役に任せ、もう一人の取締役に説明を行った。」と述べている。

これらのことから、代表取締役であった申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の改定処理が行われたとは考え難く、申立人は、自らの標準報酬月額の減額に同意していたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、代表取締役として自らの標準報酬月額に係る減額処理に同意しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 3 月 14 日から 35 年 4 月 1 日まで
② 昭和 36 年 4 月 1 日から 37 年 5 月 17 日まで

「ねんきん特別便」をもらって改めて厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A事業所とB事業所で勤務していた期間について、脱退手当金を受給したことになることが分かった。それより以前に勤務していた事業所では脱退手当金を受給した記憶はあるが、申立期間については受給した記憶が無いので、同期間について、厚生年金の算定期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人は、申立期間①の事業所においては旧姓で厚生年金保険被保険者記号番号を取得し、その後申立期間②の事業所においては結婚後の姓で別の被保険者記号番号を取得しており、それぞれの被保険者記号番号は別の社会保険事務所から払い出されていることが確認できる。申立期間②の被保険者記号番号は、事業所を退職した約2か月後の昭和37年7月20日に申立期間①の被保険者記号番号へ重複整理されたことが、同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録されており、申立期間の脱退手当金が同年9月14日に支給決定されていることを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金の請求がなされ、併せて重複整理が行われたものと考えられる。

また、社会保険事務所が保管する申立期間②の事業所の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
昭和 55 年 3 月から A 事業所に勤務し、56 年 3 月のいつごろ退職したか憶えていないが、給与明細書によると、同年 3 月分の保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者資格の喪失日が同年 3 月 31 日となっている。厚生年金保険の被保険者資格の喪失日を昭和 56 年 4 月 1 日とし、加入月数を 12 か月から 13 か月に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している A 事業所における給与明細書から、申立期間（昭和 56 年 3 月）の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかしながら、A 事業所が提出した人事記録によると、申立人は昭和 56 年 3 月 30 日に退社していることが確認でき、同退社日は雇用保険の記録における離職日と一致している上、同事業所の申立人に係る厚生年金基金加入員台帳及び健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は同年 3 月 31 日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、A 事業所の事務担当者は、「同事業所は、当時、給与は毎月 25 日締めで、当月末日に現金で支払っている。保険料は当月控除であり、申立人の保険料を控除したのかもしれないが、手続ミスかどうかは不明である。」と述べているところ、申立人と一緒に入社した同僚から、申立期間において申立人が勤務していたことをうかがわせる証言を得ることができない。

一方、厚生年金保険法では、第 19 条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する」とされており、また、同法第 14 条において、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされ

ていることから、申立人の資格喪失日は、昭和 56 年 3 月 31 日であり、同年 3 月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

以上のことから、申立期間について、A 事業所における勤務実態があったとは認められず、同事業所では、社会保険事務所には申立人に係る厚生年金保険料を納付していなかったものと推認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 6 月 20 日から 28 年 10 月 1 日まで
② 昭和 28 年 11 月 1 日から 34 年 9 月 28 日まで

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金が支給されたことになっていた。私は、脱退手当金を請求し受け取った記憶は無いので、申立期間について厚生年金の算定期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 10 ページに記載されている厚生年金保険被保険者期間が 2 年以上ある女性（脱退手当金を受給する資格がある者）のうち、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和 34 年 9 月 28 日の前後約 2 年以内に被保険者資格を喪失した者 61 人について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、55 人について脱退手当金の支給記録があり、このうち 53 人は被保険者資格の喪失日から 6 か月以内に脱退手当金が支給されていることが確認できるとともに、申立期間の脱退手当金の支給日が申立人と同一日の者を含む複数の同僚から、「脱退手当金について会社から説明があり、受け取った。」との証言が得られたほか、申立期間当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、脱退手当金の支給額の算定に必要な標準報酬月額等について、昭和 34 年 10 月 20 日付けで厚生省（当時）から脱退手当金を裁定した社会保険事務所に回答したことを示す表示が確認できる上、脱退手当金は申立人の厚生年金保険被保険者

資格の喪失日から約2か月半後の同年12月8日に支給されており、脱退手当金の支給額についても計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 5 月 1 日から同年 8 月末まで
② 昭和 39 年 9 月初めから 40 年 1 月 5 日まで

申立期間①についてはA事業所に、申立期間②についてはB事業所に勤務していた。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、申立人が記憶する同僚並びにA事業所及びその関連会社であるC事業所に勤務していた従業員から聴取しても、申立人が、申立期間当時、A事業所に勤務していたことが推認できる証言が得られない。

また、D健康保険組合が保管するA事業所の被保険者台帳に記載された申立人の健康保険の被保険者資格喪失日（昭和 39 年 5 月 1 日）は、社会保険事務所が保管する同事業所に係る健康保険・厚生年金保険事業所別被保険者名簿の厚生年金保険の被保険者資格喪失日と一致する上、同事業所及び関連会社であるC事業所の同名簿において、申立期間に係る申立人の記録は確認できない。

さらに、A事業所は既に全喪している上、申立期間当時の事業主及び事務担当者は、既に死亡又は連絡先不明であり、申立ての事実を確認できる関連資料や供述を得ることはできない。

- 2 申立期間②については、申立人が申立期間当時、B事業所に勤務していたことは、一緒に勤務していた同僚の証言から推認できる。

しかしながら、申立人とほぼ同時期に入社した同僚は、「入社して3か月から4か月間は試用期間があり、その間は厚生年金保険に入れてくれな

かった。」と証言している上、申立期間前後に入社している他の3人の同僚は、いずれも入社後一定期間を経過した後に厚生年金保険に加入していることが確認でき、申立人についても、入社後すぐには厚生年金保険の加入手続が行われなかった可能性がうかがわれる。

また、社会保険事務所が保管するB事業所の事業所別被保険者名簿によると、申立人は、昭和40年1月5日に同事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得しているが、資格取得日以前の同被保険者名簿の中に申立人の記録は無い。

さらに、当時の事業主及び事務担当者は、既に死亡又は連絡先不明である上、現在の事業所は、「申立期間当時の資料が無く、申立期間当時のことは不明である。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料や供述を得ることはできない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 400（事案 114 及び 257 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 14 日から 38 年 4 月 7 日まで
平成 19 年に社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が見つかり、昭和 38 年 7 月に脱退手当金が支給されていると言われたが、私は、脱退手当金を受給する手続はしていないし、受け取った記憶が無い。

今回、会社を退職し、脱退手当金が支給決定されたとする昭和 38 年の母親が記した家計簿及び失業保険金受給資格者証を提出するので、申立期間を厚生年金の算定期間として認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が勤務していた事業所において、申立人と同じところに退職した女性のうち、脱退手当金の受給要件を満たしている者の大半に脱退手当金の支給記録があり、いずれも請求手続が退職後間もないころになっているほか、申立人が勤務していた事業所の事務担当者は、「脱退手当金については、事業所が従業員に代わって社会保険事務所への請求手続を行っていた。」と証言していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる上、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはないと認め、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 8 月 12 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、その後、申立人は、脱退手当金を受給していないことを示す資料として、新たに申立人の母親の記した日記を提出し、申立期間に係る脱退手当金を受給していないと申立てたが、申立内容及び提出された資料については委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当

初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、平成 21 年 2 月 5 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立期間について、申立人からさらに新たな資料として、申立人の母親が記した昭和 38 年の家計簿及び失業保険金受給資格者証が提出された。

しかしながら、家計簿については、支出項目の記載は確認できるものの、収入項目についての記載が無い上、失業保険金受給資格者証については、その記載内容を見ると、申立人の脱退手当金の支給日とされる日も含め、その前後の期間を通じて、申立人が失業保険金を受給していることが確認できるが、申立期間当時、脱退手当金と失業保険金の併給調整は行われていないため、申立人に対して失業保険金と脱退手当金の両方が支給されたとしても不自然さはいかたがえ、いずれの資料においても、脱退手当金を受給していないことを裏付けるものとは言い難く、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 3 月 23 日から 51 年 6 月 22 日まで

申立期間における給与支給総額は、25 万円から 30 万円ぐらいあったと記憶しており、標準報酬月額に係る社会保険事務所の記録が 6 万 4,000 円から 11 万円というのは誤っている。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所の申立期間当時の経理担当者は、「当時、船員には、陸上で勤務していた者の 2 倍くらいの給料が支払われていたと思うが、社会保険事務所に届出する際の標準報酬月額には、オーバータイム分、航海日当等を除いた給与を基本に届出をした。」と証言している上、申立期間当時、同事業所の汽船に乗船していた一等航海士は、「船員の標準報酬月額は、下船していた時の給与を基に算定されていた。標準報酬月額には、乗船中に支給された諸手当は含まれていなかった。」と証言しており、申立期間当時、事業主から社会保険事務所に届出された標準報酬月額は、乗船中に支給されていたオーバータイム、航海日当等の諸手当を除き、おおむね基本給のみで算定されていた可能性がうかがわれる。

また、社会保険事務所に保管する A 事業所の船員保険被保険者名簿によれば、申立人の申立期間当時の標準報酬月額は、申立期間当時、同事業所の汽船に乗船していた申立人と同じ職種であった船員の標準報酬月額とほぼ同額であることが確認できる。

さらに、社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人が申立期間中に船員保険業務上障害手当金を受給していることが確認でき、当該手当金の額は、当

時の算出方法を踏まえた場合に基礎としたと考えられる標準報酬月額に基づき算出されており、同月額は、当時の申立人の標準報酬月額として記録されている金額と一致していることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 402 (事案 216 及び 305 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 23 日から同年 10 月 17 日まで
昭和 29 年 4 月 23 日から A 事業所に勤めていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

今回、新たな資料は無いが、申立期間当時一緒に働いていた同僚が新たに見つかったので改めて申し立てる。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が申立期間において A 事業所に勤務していたことは、申立人の当時の身分証明書及び同事業所に勤務していた当時の同僚の証言から推認できるが、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の中に申立人の記録が無く、同名簿の健康保険被保険者番号の欠番も無い上、当時の同僚及び同事業所の従業員の証言から、事業所は、入社後すぐに厚生年金保険の加入手続をしていなかったことがうかがわれ、また、前記の同僚及び従業員の全員について、入社したとする時期と厚生年金保険被保険者資格の取得日が相違していることから、申立人においても同様の取扱いとされていた可能性がうかがわれ、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 11 月 20 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、その後、申立人は、申立ての事業所に勤務していた別の同僚から事実関係を確認してほしいと主張し、当委員会では申立人が名前を挙げた当該同僚から証言を得たが、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 4 月 13 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立ての事業所に勤務していた上記同僚とは別の新たな同僚から事実関係を確認してほしいと主張し、当委員会では申立人が名前を挙げた当該同僚から証言を得たが、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 403

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年10月1日から25年10月1日まで
② 昭和25年11月1日から26年11月29日まで
③ 昭和28年9月1日から30年6月30日まで

申立期間①、②及び③について、脱退手当金を請求し、受け取った記憶が無いので、厚生年金の算定期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた申立期間③に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその後5ページに記載されている女性のうち、厚生年金保険被保険者期間が2年以上ある42人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、34人に脱退手当金の支給記録があり、そのうち33人については厚生年金保険被保険者資格喪失日から5か月以内に脱退手当金の支給決定が行われている上、当時は通算年金制度創設前であったことや連絡先が把握できた一人は事業所が手続をして受給したと供述していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間①、②及び③の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和30年10月20日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳の給付記録欄には脱退手当金が支給されたことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。